

Local Content Requirements

A **local content requirement** is a regulation that requires some specified fraction of a final good to be produced domestically. In some cases this fraction is specified in physical units, like the U.S. oil import quota in the 1960s. In other cases the requirement is stated in value terms, by requiring that some minimum share of the price of a good represent domestic value added. Local content laws have been widely used by developing countries trying to shift their manufacturing base from assembly back into intermediate goods. In the United States, a local content bill for automobiles was proposed in 1982 but was never acted on.

From the point of view of the domestic producers of parts, a local content regulation provides protection in the same way an import quota does. From the point of view of the firms that must buy locally, however, the effects are somewhat different. Local content does not place a strict limit on imports. Instead, it allows firms to import more, provided that they also buy more domestically. This means that the effective price of inputs to the firm is an average of the price of imported and domestically produced inputs.

Consider, for instance, the earlier automobile example in which the cost of imported parts is \$6,000. Suppose that purchasing the same parts domestically would cost \$10,000 but that assembly firms are required to use 50 percent domestic parts. Then they will face an average cost of parts of \$8,000 ($0.5 \times \$6,000 + 0.5 \times \$10,000$), which will be reflected in the final price of the car.

The important point is that a local content requirement does not produce either government revenue or quota rents. Instead, the difference between the prices of imports and domestic goods in effect gets averaged in the final price and is passed on to consumers.

An interesting innovation in local content regulations has been to allow firms to satisfy their local content requirement by exporting instead of using parts domestically. This is sometimes important. For example, U.S. auto firms operating in Mexico have chosen to export some components from Mexico to the United States, even though those components could be produced in the United States more cheaply, because doing so allows them to use less Mexican content in producing cars in Mexico for Mexico's market.

ローカルコンテンツ規制

ローカルコンテンツ規制は、最終財の一定割合を国内で生産することを求める規制である。この割合は、1960年代にアメリカで実施された石油の輸入割当のように物理的な単位で指定される場合もある。また、国内の付加価値を示すある財の価格に対する最低限の割合を金額ベースで示される場合もある。ローカルコンテンツ法は発展途上国で広く用いられてきた。製造業の基盤を組立から中間財の製造へシフトさせるためである。アメリカでは、1982年に自動車のローカルコンテンツ法案が提出されたが、実施には至らなかった。

国内の部品生産者の立場からは、ローカルコンテンツ規制は、輸入割当と同じような保護をもたらす。しかし、部品の現地調達を求められる企業にしてみれば、その効果はいささか違うものになる。ローカルコンテンツ規制は輸入を厳しく制限することではない。現地調達が拡大すればするほど、輸入量を増やすことができる。つまり、企業にとって投入財の実効価格は、輸入財と現地で生産された財の平均価格になるということである。

前に取り上げた輸入部品が6,000ドルという自動車のケースを例に説明してみよう。この輸入部品と同じものを現地で購入すれば1万ドルかかると仮定する。ただし、完成車の組立メーカーは、部品の50%を国産品にするよう求められている。したがって、組立メーカーが購入する部品の平均価格は、8,000ドル ($0.5 \times 6,000 \text{ドル} + 0.5 \times 10,000 \text{ドル}$) になる。そして、この部品の平均価格が完成車の最終価格に反映される。

ここで重要なポイントは、ローカルコンテンツ規制では政府収入も割当レントも発生しないということである。その代わり、輸入財と現地財の価格差が最終的な価格に割り振られて、消費者に転嫁される。

ローカルコンテンツ規制の手法が画期的なのは、企業がローカルコンテンツ規制を満たすのに、国内の部品を使用する代わりに輸出をしてもいいという点である。この点が重要になる場合もある。たとえば、メキシコで操業するアメリカの自動車メーカーは、アメリカで製造するほうが安くても、メキシコからアメリカへの部品輸出を選択してきた。この輸出によって、メキシコ市場向けにメキシコで製造する自動車に使用するメキシコ製の部品を減らすことができるからである。

④ 直接投資に関する政策

高い競争力をもった先進国の多国籍企業の直接投資は、かつては発展途上国にとって脅威であると認識され、各国で直接投資は厳しく制限されていた。しかし、直接投資の受け入れと輸出主導型の経済発展戦略で目覚ましい成長を遂げた東アジア諸国にならい、現在は多くの発展途上国が直接投資の受け入れに積極的な立場をとっている。

しかし、直接投資そのものは制限しないものの、投資企業と受入国経済との結びつきを強固なものにする目的で、たとえば投資企業からの出資比率を一定以下に規制する出資比率規制、現地企業に一定割合の部品・中間財の国内調達を要求するローカル・コンテンツ規制、一定割合の輸出を求める輸出要求、技術移転要求など、発展途上国の多くが現地企業の活動にさまざまな制限を課している。

これらの規制の一部は GATT のウルグアイ・ラウンドで締結された「貿易に関連する投資措置に関する協定」(TRIMs 協定)により禁止されたものの、直接投資に関するさまざまな規制は多くの国で残存しており、TRIMs 協定の運用の強化が求められている。

Policies on Direct Investment

Direct investment by highly competitive multinationals from developed countries was once perceived as a threat to developing countries, and direct investment was severely restricted in many countries. However, many developing countries are now taking an active position in accepting direct investment, following the remarkable growth of East Asian countries with their acceptance of direct investment and export-led economic development strategies.

Although direct investment itself is not restricted, many developing countries impose various restrictions on the activities of local firms in order to strengthen the ties between the investing firm and the host economy, for example, restrictions on the investment ratio below a certain level, **local content** regulations that require domestic procurement of parts and intermediate goods, export demands that require a certain percentage of exports, and technology transfer demands.

Some of these regulations were banned by the GATT Agreement on Trade-Related Investment Measures (TRIMs) in the Uruguay Round, however, various regulations on direct investment still exist in many countries, and there is a need to strengthen the operation of the TRIMs Agreement.

Translated (by Y. Kawabe) from Ishikawa, Mukunoki, Kikuchi (2013) “Grasping International Economics” 「国際経済学をつかむ」 2nd Edition Yuhikaku Publishing.

Full list of LCR measures in-force and implemented between 2008 and 1 April 2014

Country	Year	Description	Benefit	Targeted market	Source
Argentina	2010	The Local-Investment Incentives Regime for Motorcycles and Motorcycle Parts Manufacturing (Secretaría de Industria, Resolución 11/2010) in Argentina conditions tax credits on locally produced input purchases. The reduction of duties on imported inputs is conditioned on the applicant's pledge to invest in the facilities, machinery, and/or business of local suppliers.	Tax break/ credit	Ownership/ partnership	Peterson (2013)
Canada	2009	The Government of Canada provided CAD 175 million to the Canadian Coast Guard for the purchase of new vessels and improvements to existing vessels, requiring work to be done by shipyards within the regions of the vessel's homeport.	Government loans/ funds	Government Procurement	Peterson (2013)
China (People's Republic of)	2008	In November 2008, China implemented a \$586 billion economic stimulus package, allocating a major portion of the government spending to renewable energy projects. A circular jointly released by nine government organizations requires that preference be given to domestic products. This combination of measures virtually ensures a massive volume of sales of domestically manufactured renewable energy equipment.	Price preference	Government Procurement	Peterson (2013)
	2012	Provisional telecom laws require all foreign firms that provide telecom services to enter a joint venture with a Chinese firm. This would also apply to data centers and cloud computing.	Market access	Ownership/ partnership	Peterson (2013)

	2012	On 13 February 2012, the Chinese State Administration of Radio, Film and Television (SARFT) tightened the regulation for foreign TV programs. The regulation includes a ban of foreign TV shows and films between 7:30pm and 10pm. Furthermore, at most 25% of all TV series can be foreign made.	Market access	Inputs	Global Trade Alert (20 January 2014)
India	2010	India decided to bar imports of certain equipment used in electricity generation on 20 January 2010. Ultra mega power projects (UMPP) are no longer allowed to source equipment from abroad, but are required to tender domestically. In a related move, the Central Electrical Authority asked all state and central utilities to include an "indigenous manufacturing clause" in their equipment contracts. Likewise, other public utilities are asked to source their equipment from domestic providers.	Market access	Inputs	Peterson (2013)
Indonesia	2009	Indonesian authorities introduced implementing regulations to the Law on Shipping (17/2008, of 8 April 2009) that limit the right to cabotage to Indonesian vessels only. As of 1 January 2011 only Indonesian vessels have the right to transport passengers and cargo within the country.	Market access	Inputs	EC Tenth Report on Potentially Trade-Restrictive Measures
United States	2010	An omnibus spending bill (Public Law 111-147), commonly known as the jobs bill, contained Buy American clauses related to Department of Transportation infrastructure projects.	Market access	Government Procurement	Peterson (2013)
	2012	The Pennsylvania Steel Products Procurement Act was last amended in October 2012 and required every public agency shall use domestic steel for the construction, reconstruction, alteration, repair, improvement or maintenance of public works.	Market access	Government Procurement	Pennsylvania Department of General Services website

These examples are taken from an OECD report on local content which can be found here:

<https://www.oecd.org/trade/topics/local-content-requirements/>

2008年から2014年4月1日までに実施されたLCR措置の全一覧

国名	年	詳細	ベネフィット	対象市場	出典
アルゼンチン	2010	アルゼンチンの二輪車および二輪車部品製造のための現地投資奨励制度（Secretaría de Industria, Resolución 11/2010）は、現地で生産された投入資材の購入に税額控除を適用することを条件としている。 輸入品に対する関税の減免は、申請者が現地サプライヤーの設備、機械、事業に投資することを条件としている。	税制優遇措置/ 控除	所有権/ パートナーシップ	ピーターソン（2013）
カナダ	2009	カナダ政府は、新造船の購入と既存船の改良のために、カナダ沿岸警備隊に1億7,500万カナダドルを提供し、船の母港の地域内の造船所で作業を行うことを義務付けた。	政府融資/ 資金	官需	ピーターソン（2013）
中国	2008	2008年11月、中国は5860億ドルの経済刺激策を実施し、政府支出の大部分を再生可能エネルギープロジェクトに割り当てた。 また、9つの政府機関が合同で発表した通達では、国産品を優先的に採用するよう求めている。 この施策により、国産再生可能エネルギー機器の大量販売がほぼ確実となった。	価格設定	官需	ピーターソン（2013）
	2012	暫定電気通信法は、電気通信サービスを提供するすべての外国企業が中国企業との合併事業に参入することを義務付けている。 これは、データセンターやクラウドコンピューティングにも適用される。	市場参入	所有権/ パートナーシップ	ピーターソン（2013）
	2012	2012年2月13日、中国国家広播電影局（SARFT）は、外国のテレビ番組に対する規制を強化した。 この規制には、午後7時30分から10時までの外国テレビ番組と映画の放送を禁止することが含まれている。 さらに、すべてのテレビシリーズのうち、外国製は最大25%までとされている。	市場参入	インプット	世界貿易アラート（2014年1月20日）

インド	2010	インドは2010年1月20日、発電に使用される特定の機器の輸入を禁止することを決定した。 ウルトラメガ発電プロジェクト（UMPP）では、海外から機器を調達することができなくなり、国内での入札が義務づけられた。 これに関連して、中央電力庁はすべての州および中央電力会社に対し、機器契約に「国産化条項」を盛り込むよう要請した。 同様に、その他の公益事業者にも、国内の事業者から機器を調達するよう求めている。	市場参入	インプット	ピーターソン（2013）
インドネシア	2009	インドネシア当局は、海運法（17/2008、2009年4月8日）の施行規則を導入し、カボタージュの権利をインドネシア船舶のみに制限している。 2011年1月1日現在、インドネシア船籍の船舶のみが国内での旅客・貨物輸送の権利を有している。	市場参入	インプット	EC 第10回貿易制限的措置に関する報告書
米国	2010	一般に雇用法案として知られている包括的歳出法案（公法111-147）には、運輸省のインフラプロジェクトに関連するBuy American条項が含まれていた。	市場参入	官需	ピーターソン（2013）
	2012	ペンシルベニア鋼製品調達法は2012年10月に改正され、すべての公的機関が公共事業の建設、再建、改造、修理、改善または保守に国産鋼材を使用することを義務付けられた。	市場参入	官需	ペンシルベニア州総務省ホームページ

これらの例は、OECDのローカルコンテンツに関する報告書から引用しています。

<https://www.oecd.org/trade/topics/local-content-requirements/>

Local content requirements (by the OECD)

Local content requirements impact the global economy

The term “localisation barriers to trade” applies to a range of measures that favour domestic industry at the expense of foreign competitors. While many localisation barriers have been around for a number of years, they are being applied with increasing frequency. This includes recent country-specific 'Made in XX' or 'Buy XX' programmes introduced by many national governments.

The fastest growing of these measures are local content requirements (LCRs), which are policies imposed by governments that require firms to use domestically-manufactured goods or domestically-supplied services in order to operate in an economy. There has been a substantial increase in the use of these measures in recent years, as governments try to achieve a variety of policy objectives that target employment, industrial, and technological development goals.

Despite the long-standing and predominately negative evidence of the impact of LCRs on economic development and trade, they continue to play a significant role in policy today. Since the financial crisis a decade ago, more than 340 localisation measures, including over 145 new local content requirements, have been put in place by governments largely in an effort to improve domestic employment and industrial performance. Analysis by the OECD has shown that for select measures, 80% of disrupted trade is in intermediate goods, disproportionately affecting global value chains.

While LCRs may help governments achieve certain short-term objectives, they undermine long-term competitiveness. Work undertaken by the OECD provides evidence of the detrimental effects that LCRs can have on the imposing country's own economy. While most studies have focused on the long-run inefficiencies caused by LCRs in the affected sector, a study at the OECD study highlights the subsequent costs imposed on the rest of the economy as well. The inefficiencies arising in other sectors due to the LCR actually reduce job growth and opportunities to achieve economies of scale, undermining the original goals for imposing the LCR.

By analysing a measurable subset of the trade-related LCR measures using the OECD METRO trade model, our work shows that LCRs cause a decline in global imports and exports across not just trading partners, but for the imposing economy as well. Countries imposing the requirements lose international competitiveness, as illustrated by the reduction in exports in sectors not directly targeted by the LCR. In addition, as sectors that benefit from the LCR consume more domestic resources, other sectors are forced to reduce production or increase imports, leading to a concentration of domestic economic activity. This process ultimately undermines the growth and innovation opportunities that come from a diverse, dynamic economy.

The OECD has also done a number of sector-specific studies reviewing the benefits and costs, as well as the effectiveness of LCR policy design for the renewable energy sector, automobile sector, and the oil and gas sector, to name a few. These studies have generally concluded that while LCR policies may achieve certain short-term objectives, they undermine industrial competitiveness and overall employment over the long-run.

ローカルコンテンツ要件

ローカルコンテンツ要件が世界経済に与える影響

「貿易の現地化障壁」という用語は、外国の競争相手を犠牲にして国内産業を優遇する様々な措置に適用されます。多くの現地化障壁は何年も前から存在しましたが、その適用頻度はますます高まっています。これには、多くの政府によって導入された最近の国別「Made in XX」または「Buy XX」プログラムも含まれます。

このうち、最も急速に拡大しているのがローカルコンテンツ要件（LCRs）です。LCRs は、企業が経済活動を行うために、国内で製造された商品や国内で供給されたサービスを使用することを義務付ける政府によって課される政策です。政府が雇用、産業、技術開発など様々な政策目標を達成しようとしているため、近年、これらの措置の使用が大幅に増加しています。

LCRs が経済発展や貿易に与える影響について、長年にわたり否定的な証拠が示されてきたにもかかわらず、LCRs は今日も政策上重要な役割を担っています。10 年前の金融危機以来、主に国内の雇用と産業のパフォーマンスを改善するために、政府は 145 を超える新しいローカルコンテンツ要件を含む 340 を超えるローカリゼーション対策を実施してきました。OECD の分析によると、一部の措置では、破壊された貿易の 80% が中間財であり、グローバルなバリューチェーンに不釣り合いな影響を及ぼしていることが示されています。

LCRs は、政府が特定の短期的な目標を達成するのに役立つ可能性がありますが、長期的な競争力を損なう可能性があります。OECD が行った研究は、LCRs が賦課国自体の経済に悪影響を与える可能性があるという証拠となっています。ほとんどの研究は、影響を受けたセクターの

LCRs によって引き起こされる長期的な非効率性に焦点を当てていますが、OECD の研究は、経済の他のセクターにも課せられるその後のコストに焦点を当てています。LCRs によって他のセクターで生じる非効率性は、実際には雇用の成長と規模の経済を達成する機会を減らし、LCRs を課す本来の目的を損なっています。

OECD METRO 貿易モデルを使用して貿易関連の LCR 指標の測定可能なサブセットを分析することにより、LCR が貿易相手国だけでなく、賦課国経済に対しても世界の輸出入を減少させることを示しています。LCR の直接の対象とならないセクターでの輸出の減少に示されているように、要件を課している国は国際競争力を失います。さらに、LCR の恩恵を受けるセクターがより多くの国内資源を消費するにつれて、他のセクターは生産の削減または輸入の増加を余儀なくされ、国内の経済活動の集中につながります。このプロセスは最終的に多様でダイナミックな経済からもたらされる成長とイノベーションの機会を損ないます。

OECD はまた、再生可能エネルギー部門、自動車部門、石油・ガス部門など、LCR 政策設計の便益とコスト、および有効性を検討する部門別の研究を数多く行ってきました。これらの研究は概して、LCR 政策は短期的には一定の目的を達成するかもしれないが、長期的には産業競争力と全体的な雇用を損なうと結論づけています。

Translated by Y. Kawabe 2022

The full original text can be found here:

<https://www.oecd.org/trade/topics/local-content-requirements/>

は必ず減少する。これに対して、アメリカ企業の利潤は輸出量の増加率が価格の下落率を上回る限り増加する。これらは等利潤線のシフトで示されており、日本企業の利潤が減りアメリカ企業の利潤が増加している。

9-6 ローカルコンテンツ規制

新しい保護貿易の手段の1つとして関心を集めているのが、ローカルコンテンツ規制ないし content protection である。これは自国の部品産業の育成や雇用水準を拡大するために、自国に進出してきた企業に自国産の中間財(部品)の購入や使用を求めたり、自国企業から一定比率以上の中間財を購入することを求めたりすることである。企業は自国企業であれ、自国に進出してきた企業であれ、同質の中間財や部品であれば最も安いところから購入するであろう。したがって、自国産中間財を一定比率(額)以上含まなければならないというローカルコンテンツ規制は、自由貿易を阻害し生産コストを高めるものである。

ここではローカルコンテンツ規制を求めたアメリカの状況を想定し、アメリカのそのような規制は一方でアメリカの中間財(部品)メーカーを保護することになるが、他方で国産部品の生産コストと価格を引き上げ、アメリカの最終財の競争力を弱めることを明らかにしたい。

アメリカの自動車メーカーを考え、中間財(部品)をエンジンとし、エンジンを国内と外国から調達しているとする。それぞれを国産中間財、外国産中間財とし、両者は同質であるとする。また簡単化のため投入(産出)係数は1であるとする。国産中間財の価格を $p(k)$ 、外国産中間財の価格を p^* (一定) とし、国産中間財の使用比率を $k \times 100\%$ ($1 > k > 0$) とする。政府のローカルコンテンツ規制は、 k の値を引き上げることによって示される。

アメリカの自動車メーカーが初期に国産エンジンと外国産エンジンを k 、 $(1-k)$ の比率で購入しているとすれば、エンジンの平均価格 p_a は、

$$p_a = kp + (1-k)p^* \quad (4)$$

である。他方、エンジンの需要は $D(p_a)$ 、供給は国産エンジンが $X(p)$ 、外国産エンジンが $X^*(p^*)$ であるので、エンジンの需給均衡は、

$$D(p_a) = X(p) + X^*(p^*) \quad (5)$$

で与えられる。投入係数は1であるので、(5)は自動車の需給均衡式でもある。

ローカルコンテンツ規制は、エンジン需要の $k \times 100\%$ が国産エンジンであることを求めているので、

$$kD(p_a) = X(p) \quad (6)$$

が成立する。

いまローカルコンテンツ規制によって上昇 k がするとしよう。そのとき p が受ける影響は(6)を k で微分すればよい。(6)から、

$$D(p_a) + kD'p'_a = X'p' \quad (7)$$

を得る。ただし $p' = dp/dk$ 、 $D' = dD/dp_a < 0$ 、 $X' = dX/dp > 0$ である。初期に $p = p^*$ とすれば、 $p'_a = dp_a/dk = kp' + (p - p^*) = kp'$ である。したがって(7)より、

$$p' = D(p_a)/[X' - k^2D'] > 0 \quad (8)$$

を得る。

(8)から、ローカルコンテンツ規制は国産中間財の価格を引き上げ、その生産を拡大するので国産中間財メーカーを保護することが知られる。他方、 p^* は一定であるが、 p の上昇によって(4)から p_a が上昇するので、アメリカの自動車価格は上昇するであろう。したがって、ローカルコンテンツ規制はアメリカの自動車の国際競争力を低下させることになる。

9-7 生産と消費に対する課税補助金

貿易を促進したり抑制したりすることを直接の目的としているのではないが、国内における生産と消費に対する課税、補助金政策は財の生産量と消費量を変えることによって、間接的に貿易に影響を与える。したがって、生産と消費に対する課税補助金政策は、間接的な貿易政策として用いることができる。後述のように、 $t \times 100\%$ の輸入関税は、 $t \times 100\%$ の輸入産業への生産補助金と、 $t \times 100\%$ の輸入財への消費税課税を同時に行ったのと同じ効果をもつのである。

1) 生産に対する課税補助金

自国は第1財を輸出し第2財を輸入するとする。自国が輸入財の国内生産に

ある。

- 3) ITO の発効が予定されていたので、GATT 事務局は正式には設けられなかった。
- 4) その過程、特に 1960 年代までの時期において覇権国アメリカが果たした主導的役割は特に大きかった。

2 WTO の設立と貿易ルール

1980 年代以降、世界景気の後退とともに先進国間で保護主義的な潮流が強まり、GATT に基盤を持つ国際貿易システムでは次第に自由貿易を維持することが困難となり始めた。このようなことに懸念を持つ加盟国の間で、新たなラウンド(ウルグアイ・ラウンド)が開始された。すなわち、1982 年 11 月ジュネーブで開かれた GATT 閣僚会議で将来 GATT が進むべき方向を示す作業計画が策定され、その後の 1984 年 5 月の OECD 閣僚会議、1985 年 9 月から 11 月にかけて行われた累次の GATT 総会を経て、1986 年 9 月のウルグアイのプンタ・デル・エステにおける GATT 閣僚会議においてウルグアイ・ラウンド交渉の開始が決定された。その後、7 年半の歳月をかけて交渉が行われ、モロッコのマラケシュにおいて採択された内容は、これまでの GATT 規定を抜本的に見直し、強化する内容となった⁵⁾。

新ラウンドで採択された内容には、関税引き下げはもちろん含まれているが、それ以上に重要であることは、

- (1) GATT を衣替えし、正式な事務局機能を有する世界貿易機関(World Trade Organization: WTO)が設立された。
- (2) 「物」の貿易に関する各種のルールが設けられた。
- (3) これまでの GATT では規定されていなかった、サービスの国際貿易に関する協定が締結された。
- (4) 貿易に関連する知的財産権(Trade Related Aspects of Intellectual Property Rights: TRIP)に関する国際ルール(内国民待遇・最恵国待遇の保証、知的財産

権の保護期間の強化、知的財産権の侵害に対する取り締り)を盛り込んだ、

TRIP 協定が締結された。

(5) 貿易をめぐる紛争処理に関するメカニズムに関して合意が形成された。など、これまでの GATT 規定上不十分とされてきたさまざまな国際ルールが明文化されたことにあるといえよう。

このうち、「物」の貿易に関する協定には、

- (イ) 農産品の輸入数量制限から関税への移行、関税率の引き下げ、輸入のミニマム・アクセスの機会の拡大、輸出補助金の削減などを盛り込んだ農産品貿易を規律する農業協定の合意。
 - (ロ) ダンピング・マージンの計算方法、被害の判定基準、調査手続を明確化するためのアンチ・ダンピング協定の整備。
 - (ハ) 貿易に関連する直接投資を受け入れるに際するローカル・コンテンツ要求や製品の輸出義務づけなどの投資制限的措置(Trade Retated Investment Measures: TRIM)を禁止する TRIM 協定の締結。
 - (ニ) 禁止される補助金の明確化。
 - (ホ) 緊急輸入制限(セーフガード)措置の発動要件の明確化、手続きの透明性の確保、選択的適用の禁止等を盛り込んだセーフガード条項の整備。
- などが含まれている。

このように、これまでの GATT 規定が拡充されて、新しく WTO が発足したことにより、国際貿易システムは大幅に整備・改善されたと考えられる。

- 5) 新ラウンド交渉を開始することを決定した閣僚会議がウルグアイで開催されたのは、GATT 体制に多くの発展途上国が参加するよう期待が込められていたからであると言われている。

3 国際貿易ルールと開発途上国経済

自由貿易は消費者に高い経済厚生をもたらすとともに、生産者に対しても多くの需要を提供するとともに効率的な資源配分を可能にし、高い経済成長をも

たらず、より自由な貿易を実現することは、先進国、開発途上国を問わず、本来、魅力的なはずである。しかしながら、世界貿易が直面するさまざまな課題を取り上げるための WTO・次期ラウンド(自由化交渉)の国際的合意は、20 世紀中には形成されず、21 世紀に持ち越されることになった。何回にもわたって WTO 閣僚会議が開かれたにもかかわらず、次期交渉開始への具体的合意を得ることが困難であった原因として、

- (1) WTO において協議の対象とする分野と内容が非常に多岐にわたり、かつ、加盟国の国内の制度・システムにまで深くかかわるものとなってきたため、整合性のある合意が困難になってきたこと、
- (2) WTO 加盟国が 130 か国を超える数にまで達しており、先進国と開発途上国の間だけでなく、所得水準に大幅な格差が存在する開発途上にある加盟国間の利害が大きく異なるため、多国間の合意が得にくくなってきたこと、
- (3) WTO での合意を決定するプロセスとしてこれまで採用されてきた非公式少数国会合における実質的合意をもとにして全体の合意形成をリードするという方式では、数多くの開発途上国にとっては参加の機会が乏しく、合意形成の方法として、もはや通用しなくなってきたこと、

など、WTO が従来の発想では対応できない課題に直面していることなどが挙げられよう。特に、加盟国の 4 分の 3 を占める開発途上国がウルグアイ・ラウンド合意の際に示したほどの積極性を維持できるかどうかは、次期自由化交渉の成否に大きく影響する。以下では、国際貿易ルールの形成に際して開発途上国が直面するいくつかの問題を取り上げてみよう⁶⁾。

a. 貿易自由化と所得格差

貿易自由化によって経済成長と経済厚生が増大が実現し易くなることは、開発途上国が GATT/WTO に積極的に参加する動機付けとなってきた。しかし、開発途上国には、先進国に比較すると自国は WTO の貿易ルールの下で十分に利益を受けていないと主張する国が少なくない。これは、20 世紀後半におい

て開発途上国と先進国との間で、東アジア諸国などの一部の国を除けば、所得格差が拡大の傾向にあることが原因としてあげられる。ある一定の期間において、世界各国の間での所得格差が縮小化する傾向にあるならば、1 人当たり所得水準の低い国が高い成長率を示し、1 人当たり所得水準の高い国が低い成長率を示すはずである。しかし、世界各国の 1 人当たり所得水準を計測した結果によれば、(1)もともと 1 人当たり所得水準の高い国の所得の年成長率が高い傾向にあり、(2)1 人当たり所得の低い国々の間での成長率格差が 1 人当たり所得の高い国々の間での成長率格差よりも大きく、低所得国と高所得国の間で成長率の格差が拡大する方向にあることが指摘される。すなわち、世界貿易が GATT/WTO の下で自由化の一途をたどってきた一方で、富裕国には高水準で所得の均等化、貧困国には所得格差の拡大あるいは低水準での所得への収斂が見られることから、貿易自由化が所得格差を拡大する要因として作用したかのように受け取られるからである。

しかし、貿易自由化が進んだかどうかは国によって異なっている。世界各国を貿易自由化に積極的であった開発途上国・貿易自由化に消極的であった開発途上国・先進国の 3 グループに分類して、それぞれの経済成長率の変化を観察すると、貿易自由化に積極的であった国はそうでない国に比べて高い経済成長率を達成するとともに、貿易自由化に消極的な開発途上国と先進国との間での所得格差が拡大してきた一方、貿易自由化を積極的に推進する開発途上国と先進国との間では所得格差は縮小の方向に向かってきたことが報告されている。このような事実は、貿易自由化が開発途上国の経済成長を阻害する原因や所得格差を拡大する原因とする見方を支持しない。ただし、先進国と同じ水準の貿易自由化を開発途上国、特に最貧国が実現することで高い成長と所得格差の縮小を達成することができかどうかは必ずしも明らかではない。

b. 経済開発と補助金

特定の産業に対する補助金は財の市場価格を歪め、自由な貿易を阻害する効果を有するとともに、非効率な産業を温存させる可能性が大きく、さらに補助

金を用いた戦略的貿易政策は経済厚生を損ねることになる。このため WTO では、

- (i) 輸出補助金と国内産品の使用を奨励する補助金を「レッド補助金」として禁止し、あわせて相殺関税の賦課の対象とし、
- (ii) 加盟国の産業に損害を与え、GATT 上の利益を侵害する補助金や補助金総額が価額の 5% を超える補助金を「イエロー補助金」として、相殺措置の対象とし、
- (iii) 特定性のない補助金や一定の条件を満たす研究開発補助金、地域開発補助金、環境保全補助金を「グリーン補助金」として相殺措置の対象にしない、

ことを規定している。ただし、市場機能が十分に発揮されていない経済では産業補助金が経済開発のために重要な役割を果たしている場合が少なくないため、開発途上国や市場経済移行国に対しては、補助金の禁止規定を先進国と同様に適用することを避け、一定程度の適用免除措置を設けている。

一方、開発途上国は経済開発の円滑な実現を理由に、適用免除期間の延長と開発途上国の経済開発に用いられる補助金を「グリーン補助金」とすることを求めている。これに対して先進国は、輸出競争力を有する開発途上国の補助金を容認する合理性に乏しいとして、相殺関税を賦課する対抗措置を講じ始めているが、開発途上国からは、先進国による補助金相殺関税の濫用であるとして WTO への提訴が行われており、補助金の禁止を巡って、開発途上国と先進国との間で複雑な利害対立が見られている。

c. 外国投資への規制

WTO では貿易に関連した投資措置(Trade Related Investment Measures: TRIM)に関する協定が合意され、GATT 第 3 条(内国民待遇の原則の規定)および第 11 条(輸出入数量制限を禁止する規定)に違反する投資規制を禁止している。その具体例としては、外資企業に対するローカル・コンテンツ要求(国内産品の購入・使用を要求する措置)、輸出入均衡要求(輸入品の使用を輸出量に応じて制限する

措置)、為替規制(外貨調達額を輸出額に応じて制限することにより輸入を制限する措置)、輸出制限(輸出を制限する措置)があげられる。

一方、東アジア・中南米諸国における自動車産業におけるローカル・コンテンツ要求や輸出入均衡要求に見られるように、開発途上国では外国企業の投資に対して、為替規制、雇用規制、送金規制、出資比率規制、技術等に関するライセンス要求、技術移転要求、輸出要求、国内部品の調達要求、国内販売要求など様々な規制を行っている。このように開発途上国が外国からの投資に対して様々な規制を行っているのは、外国からの投資は資本の供給、技術の移転、市場競争の実現を通じて自国の経済発展に寄与することへの期待感がある一方で、国内の幼稚産業の保護や自国の経済政策の自立性を確保するためである。こうした現実を容認するために TRIM 協定には開発途上国への例外措置が設けられているが、開発途上国はさらなる例外措置を求めている。

国と国との間での歴史・制度の違いがある以上、市場での経済活動に対する規制が異なることは理論上も現実面でもありうるが、投資企業の国籍の違いによって経済活動に制約を設けることはその国の経済活動を非効率なものとさせる可能性がある。開発途上国の外資に対する規制は、本来は、内外無差別・内国民待遇の原則を維持しつつ、独占禁止政策などの一般的な国内政策によって対応されるべきであろうが、そうした国内政策が十分に整備されていないことが貿易自由化を困難にさせる一因となっている。

- 6) 一部の内容は拙著「開発途上国と WTO」『やさしい経済学』日本経済新聞、2000 年 5 月 17 日—23 日、に基づいている。

4 環境保護と国際貿易ルール

WTO においては、ウルグアイ・ラウンドにおいて十分な合意に到達することができなかった諸問題に関する国際合意を形成することのほか、環境の保全と自由貿易の達成といった新しい分野での国際的ルール形成への検討が開始されている。すでに、環境を保全するために貿易を制限する措置は、数多くの多